

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

平成21年12月7日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業

実 施 方 針

平成21年12月7日

徳 島 県

目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項	5
2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
(1) 事業者選定の方法	5
(2) 選定の手順及びスケジュールの概要	6
(3) 応募手続き等	7
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件	9
(5) 審査及び選定に関する事項	13
(6) 審査結果及び評価の公表方法	13
(7) 提出書類の取扱い	13
3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	14
(2) 提供されるサービス水準	14
(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項	14
(4) 県による事業の実施状況の監視	14
4 立地並びに規模及び配置に関する事項	15
(1) 施設の立地条件	15
(2) 施設の概要等	15
5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	16
(1) 選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	16
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	16
(3) 融資機関（融資団）と県との協議	16
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	16
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	16
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	16
(3) その他の支援に関する事項	16
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
(1) 議会の議決	17
(2) 情報提供	17
(3) 本事業に関する連絡窓口	17
(4) 入札に伴う費用負担	17

添付資料1 リスク分担表

添付資料2 計画概念図

- (様式1) 実施方針説明会参加申込書
- (様式2) 現場見学会参加申込書
- (様式3) 実施方針に関する質問・意見書

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業

イ 事業に供される公共施設の種類

研究・研修教育等複合施設

ウ 公共施設の管理者の名称

徳島県知事 飯泉嘉門

エ 事業目的

徳島県（以下「県」という。）では、平成17年4月に農林水産分野の研究・研修教育・技術普及機関を統合した組織である「徳島県立農林水産総合技術支援センター」を設置し、本県の農林水産業に対する支援強化を図ってきた。

さらに、近年の経済のグローバル化など著しく変化する農林水産業を取り巻く環境に対応し、「県民に対する高度で迅速なワンストップサービスの提供」や「産学との共同研究」、「農商工連携」、「人材育成」などの一層の推進を図るため、県内に分散した施設をできる限り集約し、農林水産業を総合的に支援する「知の拠点」を整備する。

また、本事業においては、財政負担の縮減並びに民間資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、事業を実施し、効率的かつ効果的に徳島県立農林水産総合技術支援センター施設（以下「本施設」という。）の設計・建設・維持管理・運営を行い、研究・研修教育・技術普及活動の一層の向上に資することを目的とする。

オ 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が本施設の設計・整備・工事監理業務を行い、竣工後これら施設の維持管理業務及び運営業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務の範囲を超える運営業務及び研究・研修教育・技術普及に係る業務については、従来どおり県が行う。

本事業の範囲は次のとおりとする。（具体的な業務の範囲及び内容については、後日公表予定の徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業業務要求水準書（案）（以下「業務要求水準書（案）」という。）に示す。）

(ア) 施設整備業務

- a 事前調査業務（埋蔵文化財調査を含む。）
- b 設計業務
- c 建設業務（ほ場整備・外構工事を含む。）
- d 工事監理業務
- e 研究設備、什器・備品等調達設置業務
- f 備品等移転業務
- g 事業敷地内既存施設解体・撤去業務
- h 事業敷地外既存施設解体・撤去業務
- i 研究設備等移設設置・引越業務
- j 近隣対応・対策（電波障害、家屋影響対策を含む。）
- k 本施設整備に伴う各種申請等の業務
- l その他これらを実施する上で必要な関連業務

(イ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務（点検・保守）
- b 建築設備等保守管理業務（運転・監視・点検・保守）
- c 什器・備品等保守管理業務
- d 清掃業務
- e 警備業務
- f 外構維持管理業務
- g 環境衛生管理業務
- h その他これらを実施する上で必要な関連業務

(ウ) 運営業務

- a 連携交流業務
県民との交流、大学、企業、NPO等関係機関との連携を促進する事業を県が行うにあたって、事業者が企画提案・開催支援を行う。
- b 不動産等情報提供業務
集約化により不使用となる県有財産の情報を提供する。
- c ホームページ運営事業
a及びbの業務の情報提供のためホームページを運営する。

(エ) 付帯事業（施設整備費も含め、独立採算事業とする。）

選定事業者は、提案により付帯事業（福利厚生、民間収益事業等のサービス提供）を行うことができる。

ただし、以下に留意した事業とすること。

- a 本事業の目的を妨げない事業とすること。
- b 施設は分築・合築のどちらでも可能とする。
- c 敷地の使用料は、徳島県行政財産使用料条例（昭和39年徳島県条例第11号）に基づき算出する。
- d 事業終了後の措置については、以下のとおりとする。
分築の場合：原状回復または無償譲渡
合築の場合：無償譲渡
ただし、分築、合築ともに、協議により引き続き事業を行うことを可能とする。
- e 施設用途・内容の制限
次の用途・内容を目的とする施設を付帯事業とすることはできない。
 - (a) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する施設
 - (b) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場のうち教育上ふさわしくない施設
 - (c) 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数の者が出入りする施設
 - (d) 周辺の風紀の維持の観点でふさわしくない施設
 - (e) その他本事業の目的との適合の観点でふさわしくない施設
- f 都市計画法上の制限
都市計画法上、本地域は市街化調整区域にあたることを考慮し、建築用途上の可否に関する規制等については、選定事業者の責で確認を行うものとする。

(オ) その他

- a 維持管理及び運営業務にかかる光熱水費は県が負担する。
- b 本施設の修繕（大規模修繕を含む。）については県が実施する。選定事業者は、県が実施する修繕について、計画的な修繕となるよう提案し、また適宜助言を行うものとする。

カ 選定事業者の収入

選定事業者に対する支払いは、選定事業者が実施する施設整備に係る対価と維持管理・運營業務のサービスに係る対価からなる。

県は、施設整備に係る対価のうち国庫補助金及び地方債の対象となる経費部分について、国庫補助金及び地方債を活用し、施設整備後、支払う予定である。それ以外の施設整備に係る対価は、本施設の供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化して支払う。

維持管理・運營業務のサービスに係る対価については、県は、本施設の供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化して支払う。

なお、選定事業者が独立採算事業として行う付帯事業に係るすべての費用（支出）及び利用者から受け取る料金等（収入）は、選定事業者単独の支出・収入区分とし、入札価格の対象外とする。

具体的な支払い方法等については、入札公告時に提示する。

キ 事業方式

本事業は、P F I法に基づき実施するものとし、選定事業者は、本施設を設計・建設した後、県に施設の所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理・運營業務を実施するB T O（Build Transfer Operate）方式とする。

選定事業者は、本事業実施に必要な範囲の土地を無償で使用することができる。

ただし、付帯事業に必要とする土地については「徳島県公有財産取扱規則」（昭和39年徳島県規則第25号）に基づき、県が選定事業者に有償にて貸し付けるものとする。

ク 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成45年3月までとする。

ケ 事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
平成22年12月	選定事業者との事業契約締結
平成23年1月～平成25年3月	施設整備業務（設計・建設等）の期間
平成25年4月	施設の開所
平成45年3月	事業契約の完了

コ 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたっては、選定事業者はP F I法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号。以下、「基本方針」という。）の他、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む。）及び県条例等を遵守するとともに、要綱・各種基準については適宜参考にすること。なお、以下に記載のない各種関連法令等についても適宜遵守、参考にすること。

(ア) 法令

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 文化財保護法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 駐車場法
- ・ 電気事業法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 警備業法
- ・ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ・ 浄化槽法
- ・ 電波法
- ・ 道路法
- ・ 河川法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 液化石油ガスの保安の確保と取引の適正化に関する法律
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 地方自治法
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律
- ・ 農地法
- ・ その他関連法令等

(イ) 条例等

- ・徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例
- ・徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則
- ・建築基準法施行条例
- ・徳島県地球温暖化対策推進条例
- ・徳島県生活環境保全条例
- ・徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
- ・徳島県個人情報保護条例
- ・徳島県情報公開条例
- ・その他の関連条例等

サ 事業期間終了時の措置

事業期間終了時には、選定事業者は、当該施設を業務要求水準書及び提案書を満たす状態で引き継ぐものとする。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

ア 選定方法

本事業について、業務の質が担保され、かつ県民サービスの向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、PFI（Private Finance Initiative）の手法により実施することで、財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、本事業をPFI法第6条に基づき特定事業として選定する。

イ 選定基準・手順

次の手順により、客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

(ア) コスト算出による定量的評価

(イ) 選定事業者に移転されるリスクの検討

(ウ) PFI事業として実施することの定性的評価

(エ) 上記(ア)～(ウ)を見込んだVFM（Value for Money）の検討による総合的評価

ウ 選定結果の公表方法

本事業を特定事業と選定した場合は、VFM評価を明らかにした上で、ホームページ等を通じて公表する。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

本事業は、設計・整備段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者により効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、サービスの対価の額をはじめ、設計能力、整備能力、工事監理能力、維持管理能力、企画能力、運営能力、資金調達能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札を採用することとする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定の対象であり、入札手続きは、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。

(2) 選定の手順及びスケジュールの概要

選定に当たっての手順及びスケジュールの概要は、以下のとおりである。
詳しい手順及びスケジュールは、実施方針説明会資料をもって示す。
また、スケジュールは、状況により変更する場合がある。

日 程 (予定)	内 容
平成21年12月7日(月)	実施方針の公表
12月17日(木)	実施方針説明会・現場見学会
12月22日(火)	実施方針に関する質問受付
平成22年1月7日(木)	実施方針に関する質問回答公表
1月	業務要求水準書(案)公表
2月	特定事業の選定
4月	入札公告
7月	参加表明、資格審査申請の受付
8月	資格審査結果通知の発送
8月	提案書の受付
10月	落札者の選定
11月	仮契約締結
12月	審査講評公表

(3) 応募手続き等 (2 (2) を参照のこと)

ア 実施方針の公表、実施方針説明会、現場見学会

実施方針は閲覧に供するものとする。閲覧についての詳細は、下記に記載する。

<実施方針の閲覧>

閲覧期間	平成21年12月7日(月)～12月16日(水)(土日を除く)
閲覧時間	9時～12時、及び13時～17時
閲覧場所	徳島県 農林水産部 徳島県立農林水産総合技術支援センター 企画研究課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 ※なお、インターネットでも閲覧できる。本事業担当ホームページアドレスは、8(2)を参照のこと。(以下同様とする。)

<実施方針説明会>

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、本事業への参加希望者に対する実施方針に関する説明会を開催し、事業内容、募集及び選定に関する事項等について、県の考え方を説明する。なお、説明会場では、資料を配付しないので、本実施方針を本事業担当ホームページからダウンロードして持参すること。説明会の日時、開催場所及び参加申し込み方法等は次のとおりとする。なお、説明会参加者名簿をインターネットにて公表する予定であり、当日企業名公表の可否を確認します。

開催日時	平成21年12月17日(木) 午後1時30分から
開催場所	徳島県名西郡石井町石井字石井1660 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業研究所
申込方法	平成21年12月16日(水)17時までに、「実施方針説明会参加申込書」(様式1)に記入の上、次のいずれかの方法により提出すること。(16日必着)なお、説明会への参加は、1社につき2名までとする。(E-mail・郵送・ファクシミリ)
申込先 及び 連絡先	8(3)を参照のこと。

<現場見学会の開催>

現場見学会を以下の要領にて行う。対象工事建物の開放等により公開する。なお、見学会の日時、開催場所及び参加申込方法等は次のとおりとする。

開催日時	平成21年12月17日(木) 午後2時30分から
開催場所	徳島県名西郡石井町石井字石井1660 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業研究所
申込方法	平成21年12月16日(水)17時までに、「現場見学会参加申込書」(様式2)に記入の上、次のいずれかの方法により提出すること。(16日必着)なお、見学会への参加は、1社につき2名までとする。(E-mail・郵送・ファクシミリ)
申込先 及び 連絡先	8(3)を参照のこと。

- イ 実施方針に関する質問等受付、実施方針に関する質問等回答公表
 実施方針に記載の内容に関して質疑応答を以下の要領にて行う。

＜実施方針に関する質問等の提出＞

受付期間	平成21年12月22日（火） 17時まで
提出方法	質問の内容を簡潔にまとめ、「実施方針に関する質問・意見書」（様式3）に記入の上、E-mailでのファイル添付にて提出のこと。
あて先	8（3）参照のこと。

＜実施方針に関する質問等回答の閲覧＞

実施方針に関する質問等回答を次のとおり閲覧に供する。

閲覧期間	平成22年1月7日（木）～平成22年1月15日（金） （土日、祝日は除く）
閲覧時間	9時～12時、及び13時～17時
閲覧場所	徳島県 農林水産部 徳島県立農林水産総合技術支援センター 企画研究課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 ※なお、インターネットでも閲覧できる。

ウ 業務要求水準書（案）の公表

閲覧期間	平成22年1月（予定）
閲覧時間	9時～12時、及び13時～17時
閲覧場所	徳島県 農林水産部 徳島県立農林水産総合技術支援センター 企画研究課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 ※なお、インターネットでも閲覧できる。

エ 実施方針の変更

実施方針の公表後における民間事業者からの意見等を受けて、特定事業の選定までに実施方針の内容の見直しまたは変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を県のホームページで公表する。

オ 特定事業の選定

県は、実施方針及び業務要求水準書（案）に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業と選定し、その結果をホームページ等で公表する。

カ 入札公告

実施方針及び業務要求水準書（案）に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札説明書、業務要求水準書、事業者選定基準、様式集、契約書（案）等）を公表する。

キ 入札説明書等に関する質問受付、入札説明書等に関する質問回答公表

入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書にて提示する。

ク 参加表明、資格審査申請の受付、資格審査結果通知の発送

応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

ケ 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、県が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うこともある。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

コ 落札者の選定

提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知する。
審査結果はPFI法に基づき公表する予定である。

サ 仮契約締結、審査講評公表、選定事業者との本契約締結

仮契約は基本協定締結を経て、落札者が設立するSPC（Special Purpose Company）と締結する。
仮契約は徳島県議会の議決を得た場合に正式の本契約となる。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

(ア) 用語の定義

- a 構成員：入札参加グループを構成する企業であり、SPCから業務を直接受託するものをいう。
- b 構成企業：構成員のうち、SPCへの出資を行う企業をいう。
- c 代表企業：構成企業のうち、応募手続を代表して行い、かつSPCへの出資比率が最も高い企業をいう。
- d 協力企業：構成員のうち、SPCへの出資を行わない企業をいう。
- e 設計企業：施設整備業務のうち、設計業務を実施する企業をいう。
- f 工事監理企業：施設整備業務のうち、工事監理業務を実施する企業をいう。
- g 建築企業：施設整備業務に含まれる建設業務のうち、建築工事を実施する企業をいう。
- h 土木企業：施設整備業務に含まれる建設業務のうち、土木工事を実施する企業をいう。
- i 機械設備工事企業：施設整備業務に含まれる建設業務のうち、機械設備工事を実施する企業をいう。
- j 電気設備工事企業：施設整備業務に含まれる建設業務のうち、電気設備工事を実施する企業をいう。
- k 維持管理企業：維持管理業務を実施する企業をいう。
- l 運営企業：運営業務を実施する企業をいう。
- m 付帯事業実施企業：付帯事業を実施する企業をいう。

(イ) 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとし、構成企業の中から代表企業を定める。

(ウ) 応募者は、契約締結時までに本事業を実施するSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立するものとし、SPCへの出資を行う代表企業及びその他企業を構成企業とし、その出資比率の合計は全体の50%を超えるものとする。

(エ) 協力企業についても、参加表明書に協力企業として明記すること。

(オ) 本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。ただし、建設業務実施企業と工事監理企業が兼務することは認めない。

(カ) 応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りではない。

(キ) 1 応募者の構成員は、他の応募者の構成企業及び協力企業にはなれない。

イ 応募者の参加資格要件

(ア) 参加資格要件

応募するためには、応募者の構成員は、各業務における徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿または物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿に登録され、かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

また、構成員は以下の事項を満たすことを条件とする。

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
 - b 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号）等の規定による指名停止措置の期間中でない者。
 - c 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定に基づく更正手続き開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、県の入札参加資格に係る再審査を受けて、更正計画の認可が決定された者または再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
 - d 徳島県発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき、暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
 - e 手形または小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
 - f 本事業の導入可能性調査業務もしくはアドバイザー業務を委託したものの、並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。なお、本事業における導入可能性調査もしくはアドバイザー業務を委託したものは以下のとおりである。
 - ・アドバイザー業務を委託したもの
 - (株)長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号
 - (株)アルコム 東京都世田谷区等々力 5-12-15
 - 東京丸の内・春木法律事務所
東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号 新東京ビル 225 区
 - ・導入可能性調査業務を委託したもの
 - (株)日本経済研究所 東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 3 - 4 駿河台セントビル
 - (株)伊藤喜三郎建築研究所 東京都品川区東五反田 1-2-33 白雉子ビル
- (注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。(以下同様とする。)
- g 最近 1 年間において法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
 - h 選定委員の所属する企業及びその企業と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

(イ) 各業務を担う企業の参加資格要件

さらに、各業務を担う企業は、それぞれ以下の参加資格要件を満たしていなければならない。

a 設計企業

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (b) 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において希望業務内容が「建築一般」で掲載されている者であること。
- (c) 1 棟の延床面積 3,000 m²以上（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄筋コンクリート造の建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号による建築をいう。）の元請として、平成 7 年度以降に完成し、引き渡し完了した工事に係る実施設計業務の実績を有すること。

b 建築企業

- (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において建設工事の種類が「建築一式工事」で掲載されている者であること。
- (c) 1 棟の延床面積 3,000 m²以上で、かつ、階数が 3 以上（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄筋コンクリート造の建築（建築基準法第 2 条第 13 号による建築をいう。）の元請として、平成 7 年度以降に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。なお、複数企業で行う場合は、建築工事を担う主たる者 1 人以上が当該要件を満たしていること。
- (d) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（申請書及び確認資料提出日前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の「建築一式」の総合評点値が 800 点以上であること。なお、複数企業で行う場合は、すべての者が当該要件を満たしていること。

c 土木企業

- (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において建設工事の種類が「土木一式工事」で掲載されている者であること。
- (c) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（申請書及び確認資料提出日前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の「土木一式」の総合評点値が 900 点以上であること。なお、複数企業等で行う場合は、すべての者が当該要件を満たしていること。

d 機械設備工事企業

- (a) 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において建設工事の種類が「管工事」で登載されている者であること。
- (b) 1棟の延べ床面積 3,000 m²以上の建築（建築基準法第2条第13号による建築をいう。）の機械設備工事の元請として、平成7年度以降に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。なお、複数企業等で行う場合は、機械設備工事を担う主たる者1者以上が当該要件を満たしていること。
- (c) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（申請書及び確認資料提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の「管」の総合評点値が700点以上であること。なお、複数企業等で行う場合は、すべての者が当該要件を満たしていること。

e 電気設備工事企業

- (a) 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において建設工事の種類が「電気工事」で登載されている者であること。
- (b) 1棟の延べ床面積 3,000 m²以上の建築（建築基準法第2条第13号による建築をいう。）の電気設備工事の元請として、平成7年度以降に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。なお、複数企業等で行う場合は、電気設備工事を担う主たる者1者以上が当該要件を満たしていること。
- (c) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（申請書及び確認資料提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の「電気」の総合評点値が800点以上であること。なお、複数企業等で行う場合は、すべての者が当該要件を満たしていること。

f 工事監理業務を行う企業

- (a) 建築士法第23条第1項及び第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (b) 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において希望業種内容が「建築一般」で登載されている者であること。
- (c) 1棟の延床面積 3,000 m²以上（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄筋コンクリート造の建築（建築基準法第2条第13号による建築をいう。）の元請として、平成7年度以降に完成し、引き渡し完了した工事に係る監理業務実績を有すること。

g 維持管理業務を行う企業

平成7年度以降に、1棟の延床面積 3,000 m²以上（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く）の鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄筋コンクリート造の建物の維持管理業務を実施した実績を有すること。

h 運營業務を行う企業については、参加資格確認時点での実績、資格等は問わない。

(ウ) なお、構成員はaからhの要件に該当しないものであっても、最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿または一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿（物品購入等対象）に本業務で担う業務で登載されていること。

(5) 審査及び選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

- (ア) 審査は、学識者等で構成する徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業に係るPFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて行うものとし、選定委員会のメンバー及び選定委員会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。
- (イ) 選定委員会において、入札価格並びに整備計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、落札者を選定する。
- (ウ) 選定委員会において、落札者を選定するまでの間に、応募者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

イ 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

(ア) 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

(イ) 提案審査

入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づき、入札価格並びに施設整備計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等を総合的に審査する。

ウ 落札者の決定

県は、選定委員会における優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

ただし、落札者の構成企業が事業契約締結前に地方自治法施行令第167条の4もしくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限、または、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱等に基づく指名停止を受けた場合には、県は落札者が設立するSPCと事業契約を締結しないことができる。

(6) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は、徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課ホームページ等を通じて公表する。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

応募図書著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認める時には、県は落札者の確認を得たうえで、落札者の提出書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の客観的評価の公表以外には使用しない。なお、本提案書は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料1 リスク分担表（案）によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、後日公表予定の業務要求水準書（案）に提示する。

(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、入札説明書と併せて公表する契約書（案）に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するため、契約保証金の納付等の方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

(4) 県による事業の実施状況の監視

ア モニタリングの実施

県は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

イ モニタリングの時期

(ア) 基本設計・実施設計時

県は、選定事業者によって行われた設計が県の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(イ) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

(ウ) 工事施工完了時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場での県の確認を受ける。

(エ) 既存施設から新施設への引越完了時

選定事業者は、事業契約に定めた物品を破損・紛失することなく移動されているか県の確認を受ける。

(オ) 施設供用開始後（維持管理・運営段階）

県は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

(カ) 財務の状況に関する監視

県は、定期的に、また必要に応じて財務状況を確認する。

ウ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

エ モニタリングの費用の負担
モニタリングにかかる費用は、県の負担とする。

オ モニタリングの結果等
モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が維持されていない場合は、支払いの延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

4 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

- ア 事業計画地 徳島県名西郡石井町石井（徳島県立農林水産総合技術支援センター農業研究所本場内）
- イ 敷地面積 124,690㎡
（敷地概要は、添付資料-2（計画概念図）参照）
- ウ 地域・区域等 都市計画区域（市街化調整区域）
- エ 周辺の状況 事業計画地東側 町道石井 231 号 幅 5.3 ～ 6.0 m
事業計画地西側 町道石井 168 号 幅 2.0 ～ 6.0 m
事業計画地西側（現アプローチ） 町道石井 170 号 幅 11.4 m
事業計画地北側 渡内川
事業計画地南側 町道石井 231 号
- オ インフラ整備状況
上水道（町水）
井水（敷地内井戸 ほ場への灌水用）
用水排水路（自己所有 排水は所有排水路を経由し渡内川へ排水）
電気（四国電力）
ガス（LP ガス）
電話（NTT 四国）
テレビ（石井町有線放送農業協同組合）

※その他の立地条件等は、後日公表予定の業務要求水準書（案）を参照すること。

(2) 施設の概要等

本事業により、当センター機能を発揮するために必要な施設を整備する。その詳細は、業務要求水準書（案）に提示する。

ア センター本館整備関係

(ア) 施設の規模 延べ床面積 7,800㎡以下

(イ) 施設計画の概要

- 事務室 所長室、職員事務室、外部講師室
- 会議室 会議室、相談室
- 教室 普通教室、選択教室、共用教室、専攻教室、実験教室（農芸化学、生物実験、食品加工、情報）
- 実験室 経営、園芸、環境、病害虫、森林林業等の研究に供する実験室
- 倉庫 各種物品の保管
- 図書室 関係図書の保管、閲覧
- 交流スペース 研究成果の展示等（自由提案施設）
- その他 更衣室、トイレ、休養室、給湯室 等

イ 付属施設整備関係

既存施設の利用計画の見直し、改修等で対応するが、不足分は、新設整備する。

(ア) 計画の概要

付属施設 作業舎・車庫

(イ) 施設の規模は、後日公表予定の業務要求水準書（案）で示す。

ウ ほ場等整備関係

既存施設の利用計画を見直し、不足分を新設整備する。

(ア) 計画の概要

温室等 ガラス温室、硬質フィルム温室、網室、パイプハウス等
ほ場 必要に応じて、客土等の土地改良を行う。

(イ) 整備の規模は、後日公表予定の業務要求水準書（案）で示す。

5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者が契約不履行の懸念が生じた場合

県は事業契約書の定めに従い選定事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書にて規定する。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書中に定める事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

(3) 融資機関（融資団）と県との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、選定事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と県とで協議を行う。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア PFI法第16条に基づき施設・設備の整備に対する国庫補助金等の支給が実施される場合には、これを選定事業者が負担する施設・設備整備費用の一部に充当する。

また、県及び選定事業者は共に当該補助金等を受けられるよう努め、実施が決定した場合には協力・連帯して申請手続き・報告等を行う。

イ 選定事業者に対して、県は建設に係る費用の一部（県債で賄える部分）について支給するものとする。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

ア 本事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力を行う。

イ その他の支援が適用される可能性がある場合には、選定事業者と県とで協議を行う。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

県は、債務負担行為の設定、事業契約の締結に関する議案について、あらかじめ議会の議決を経る。

(2) 情報提供

情報提供は、適宜、徳島県立農林水産総合技術支援センター企画研究課ホームページ等を通じて行う。

ホームページアドレス：<http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/kikakukenkyuuka/>

(3) 本事業に関する連絡窓口

住所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

連絡先：徳島県 農林水産部

徳島県立農林水産総合技術支援センター 企画研究課

電話：088-621-2422（直通）

ファクシミリ：088-621-2858

E-mail：kikakukenkyuuka@pref.tokushima.lg.jp

(4) 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。